第２次隠岐の島町社会教育基本計画

（案）

隠岐の島町教育委員会

令和　年　月

〈はじめに〉

隠岐の島町教育委員会では、平成 22 年度に「第 1 次隠岐の島町生涯学習推進計画」を策定し、令和元年度までの 10 年間にわたり、町民の皆様が自由に学習機会を選択し、学ぶことができる環境整備に取り組んでまいりました。

その後、同計画の検証結果の取りまとめや町内社会教育団体等へのヒアリング、隠岐の島町社会教育委員の会での協議を経て、令和 5 年 2 月に「隠岐の島町社会教育基本計画」を新たに策定いたしました。現在は、計画の基本理念である「島を愛し 力を合わせ 未来へつなぐ 隠岐びとづくり」の達成に向け、各種施策を着実に推進している段階にあります。

こうした中、令和 9 年 3 月末を以て現行計画の期間が満了することに伴い、これまでの取組の経緯や、昨今の目まぐるしい社会情勢の変化、さらには複雑化する地域課題を一考し、改めて本町の社会教育を推進するための基本方針を定めるため、この度「第 2 次隠岐の島町社会教育基本計画」を策定するに至りました。

今後も、本計画に基づく事業の実施成果と課題について逐次検証を行い、適切な事業改善を図りながら本町の社会教育を力強く推進し、「ひとづくり」があらゆる地域に広がっていくよう尽力してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力をいただいた隠岐の島町社会教育委員の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和９年　月

隠岐の島町教育委員会
教育長　野津　浩一

目 次

第１章 社会教育とは

１．生涯学習の理念及び社会教育の定義.....3

２．国・県の動向.....4

第２章 計画の概要

１．計画策定の趣旨.....5

２．計画の位置づけ.....5

３．計画の名称と期間.....6

４．推進方法.....6

５．計画の進行管理及び評価.....6

６．持続可能な地域社会を形成するための社会教育.....7

第３章 計画の基本的な考え方

１．隠岐の島町の社会教育の現状と課題.....8

２．基本理念.....8

３．基本目標.....9

４．基本方針と取組の柱.....9-11

５．体系図.....12

第１章　社会教育とは

１．生涯学習の理念及び社会教育の定義

教育基本法第３条では、生涯学習の理念を「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されています。

社会教育は、生涯学習の理念を実現するための重要な教育の一つであり、教育基本法第12条で「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育」と規定されています。

さらに、社会教育法第２条では、社会教育の定義について、「学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」と明記されています。

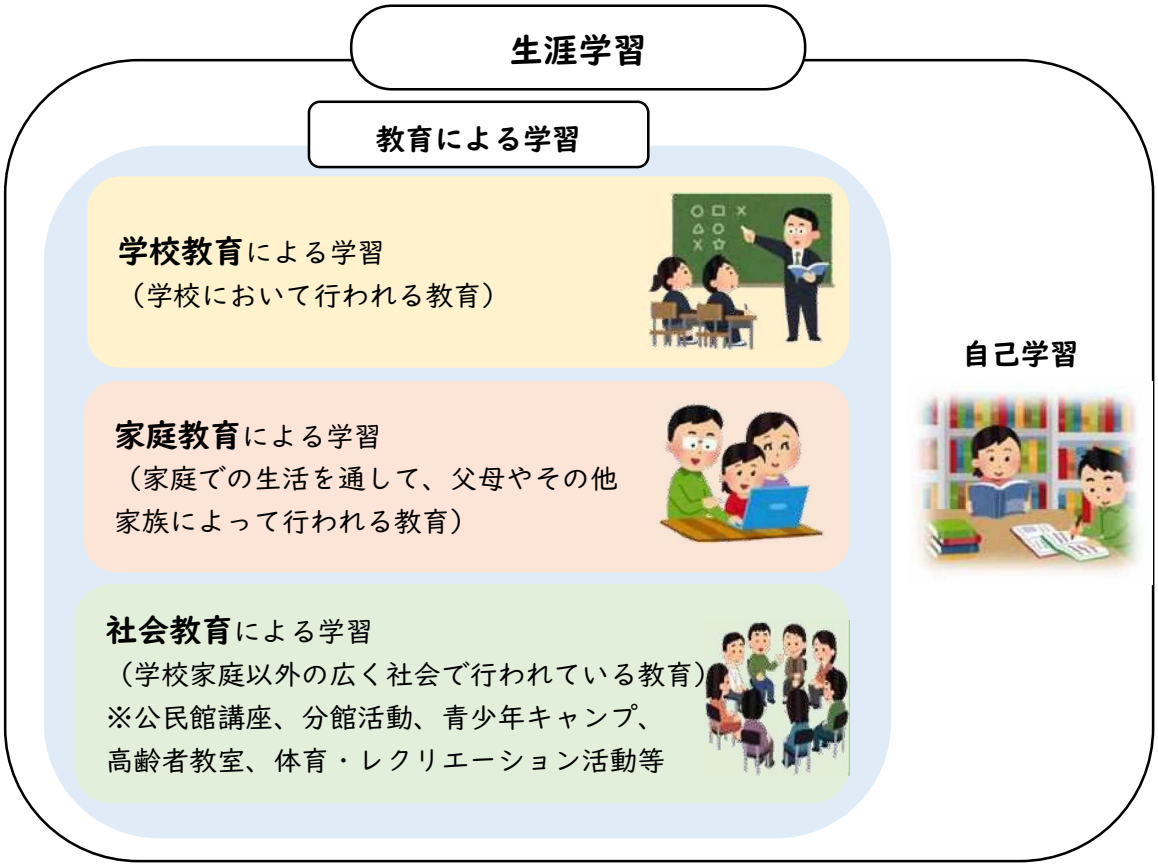

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。　※文部科学省ホームページより

２.国・県の動向

我が国では、人口減少や少子高齢化、地域コミュニティの希薄化、デジタル化の進展など、社会構造の急速な変化に対応するため、社会教育を「地域の協働とつながりを再構築する学び」と位置付けています。第４期教育振興基本計画（令和５年）では、社会教育が住民のウェルビーイング向上と持続可能な地域社会の形成に寄与することが明確に示され、地域課題の解決、防災、子供の健全育成、共生社会の実現など、多様な分野で社会教育の役割が拡大しています。また、公民館・図書館等の社会教育施設の機能強化、学校との連携、NPO や企業との協働など、多様な主体が参画する「総体としての社会教育」の推進が求められています。

一方、島根県においては、令和７年度から「しまね教育振興ビジョン」を基軸として、学校教育と社会教育を一体的に捉えた教育行政を推進しています。県は、地域と共にある学校づくり（コミュニティ・スクールの深化）、探究的な学びの推進、ICT 活用による学びの保障、子供のウェルビーイング向上などを重点に据え、地域の教育力を高める取組を進めています。特に、地域課題を題材とした探究学習や、地域の自然・文化・歴史を活かした「ふるさと教育」は、県内全域で重要なテーマとなっています。

県の社会教育行政では、「地域づくりを担う人づくり」を中心に据え、公民館等を拠点とした住民同士のつながりづくりや、地域課題解決に向けた主体的な活動の促進が重視されています。社会教育士や社会教育主事の養成・育成が進められ、研修の充実や人材ネットワークの構築により、地域の学びを支える人材の層を厚くする取組が展開されています。また、県立青少年社会教育施設では多様な体験活動プログラムが提供され、子供が社会と関わりながら自立していく力を育む場として機能しています。図書館サービスの充実も進められ、市町村立図書館との連携による情報提供の強化や、遠隔地貸出サービスの周知など、県民の学びを支える基盤整備が図られています。

国と県の動向は、社会教育を通じて住民が主体的に学び、互いに支え合いながら地域の未来を創るための基盤づくりを目指すものであり、町の社会教育を推進する上で重要な方向性となっています。

第２章　計画の概要

１．計画策定の趣旨

隠岐の島町教育委員会は、平成 22 年に「第１次隠岐の島町生涯学習推進計画」を策定し、令和元年度までの 10 年間にわたり町民が自由に学習機会を選択し、学ぶことができる環境整備に取り組んできました。

しかし、近年社会情勢が変化し、活気ある地域づくりのため、社会教育によるひとづくりの重要性が高くなってきました。このことから、「第１次隠岐の島町生涯学習推進計画」の反省やヒアリング結果を踏まえ、「学び」を通じた学習成果を地域の活性化に活かすための「ひとづくり」を社会教育の役割と捉え、社会教育によるひとづくりを推進する基本計画として令和５年に隠岐の島町社会教育基本計画を策定し、取組を進めてきました。

令和９年３月末をもって計画期間が満了することに伴い、計画内容を振り返りながら必要な見直しを行い、第２次隠岐の島町社会教育基本計画を策定します。

２．計画の位置づけ

本計画は、隠岐の島町の最上位計画である「第２次隠岐の島町総合振興計画」及び「第３次隠岐の島町教育大綱」に定める社会教育事業の推進に向けた基本計画として位置づけます。

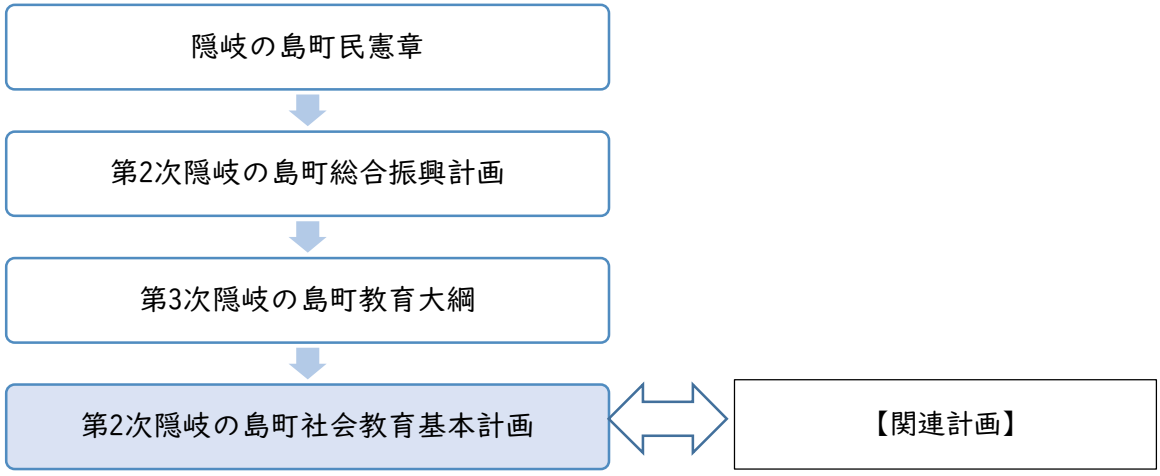

【関連計画】

①生涯スポーツに関すること：第３次隠岐の島町生涯スポーツ推進計画（令和８年１月策定）

②読書に関すること：第３次隠岐の島町子ども読書活動推進計画（令和７年２月策定）

３．計画の名称と期間

●計画の名称　第２次隠岐の島町社会教育基本計画

●計画の期間

第２次隠岐の島町総合振興計画（後期計画）の計画期間は令和７年度からの５年間です。この上位計画を受け、第３次隠岐の島町教育大綱は令和８年度からの５年間を計画期間としています。

本計画の期間は第３次隠岐の島町教育大綱をもとに、令和９年４月から令和14年３月までの５年間とします。

年度（西暦）	R7（2025）	R8（2026）	R9（2027）	R10（2028）	R11（2029）	R12（2030）	R13（2031）
第２次隠岐の島町総合振興計画	第２次隠岐の島町総合振興計画（後期）						
第３次隠岐の島町教育大綱		第３次隠岐の島町教育大綱					
第２次隠岐の島町社会教育基本計画			第２次隠岐の島町社会教育基本計画				

４．推進方法

本計画を具体的、総合的に展開するため、町民全体の理解と協力のもとで、教育委員会の社会教育関係部署が中心となり、町長部局の関係部署とも連携しながら効率的に進めていきます。また、学習機会の提供は、社会教育行政、社会教育関係団体など、多様な主体によって提供されているため、計画の推進に向けて関係団体等との一層の連携により推進します。

５．計画の進行管理及び評価

計画の進行管理は、隠岐の島町教育委員会社会教育課で行い、本計画の変更、修正がある場合には隠岐の島町社会教育委員の会において、意見を聴取し、見直しを行います。

評価については、本計画の施策や事業の中には、長期の継続した取組を要するものや教育委員会だけでなく町長部局も含めたものもありますので、全体の評価については、「第２次隠岐の島町総合振興計画」に掲げているKPI（重要業績評価指標）によるものとします。

なお、単年度ごとの評価は隠岐の島町教育委員会事務評価委員会に評価を求め、その結果は、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」として公表します。

また、単年度ごとの実施事業や取組は「教育の方針と事業」で公表します。

６．持続可能な地域社会を形成するための社会教育

本町の社会教育では、SDGs（持続可能な開発目標）の「誰一人取り残さない」という理念を共有し、自ら課題を発見し、解決に向け取り組んでいくことのできる「ひとづくり」を推進します。

持続可能な社会の実現には、地域住民一人一人が当事者として主体的に学び、つながり合い、地域課題の解決に参加することが不可欠です。本計画においても、こうした持続可能な地域社会の形成に向けた学びと活動を、社会教育の重要な役割として位置づけます。

社会教育を通じて、多様な人々とのつながりを育み、地域課題を自分事として捉え、その学びを実践や社会参画へとつなげることで、持続可能な地域社会の形成を目指します。

第３章　計画の基本的な考え方

１．隠岐の島町の社会教育の現状と課題

隠岐の島町社会教育基本計画策定後、計画策定の趣旨である、「学び」を通じた学習成果を地域の活性化に活かすための「ひとづくり」を社会教育の役割と捉え、関連する取組を推進してきました。

しかしながら、計画の検証及び社会教育関係者へのヒアリング調査により、本町の社会教育において、特に次の現状と課題があることが明確となりました。

地域人材の活用やふるさと教育、文化財の保存などでは着実な成果が見られるものの、人口減少や少子高齢化、地域課題の複雑化・多様化などを背景に、担い手不足、働く世代の参加低迷、地域活動の停滞、施設利用の伸び悩み、といった問題が顕在化しています。地域社会をいかに維持するかが、あらゆる分野の共通課題となっています。

こうした状況を踏まえ、地域社会の維持・活性化を図るためには、学びを通じた「ひとづくり」に、これまで以上に取り組むことが不可欠となっています。また、社会教育を基盤とした「ひとづくり、つながりづくり、地域づくり」には、学びが活動を生み、活動が新たな学びを生む好循環を促すことが重要です。

２．基本理念

島を愛し　力を合わせ　未来へつなぐ　隠岐びとづくり

第２次隠岐の島町総合振興計画では、「つながらぁや　つながぁや　一万年の隠岐の島」をまちの将来像として捉え、それを実現する理念として、島を愛すること、力を合わせること、未来へつなぐこと、を基本理念としています。

また、第３次隠岐の島町教育大綱では、「島を愛し、自ら未来を拓く“隠岐びと”を育てる」を基本目標とし、「隠岐びと」とは、隠岐にかかわるすべての人を指し、その「心」とは、隠岐を誇りに思う心、隠岐を大切に思う心、人を思いやる心、島に住んで幸せを感じる心であるとしています。

第２次隠岐の島町社会教育基本計画では、第２次隠岐の島町総合振興計画及び第３次隠岐の島町教育大綱の具現化に向けて、隠岐の島町社会教育基本計画を引き継ぎ、ふるさと隠岐を知り、愛し、地域課題の解決に向け自らを高め、考え、行動できる「ひとづくり」に焦点をあて、「島を愛し　力を合わせ　未来へつなぐ　隠岐びとづくり」を基本理念とします。

３．基本目標

基本理念の実現に向けて、次の３つを基本目標とします。

島を愛し　魅力あふれる　ひとづくり

ふるさと隠岐に愛着と誇りをもち、学び、語れる人、愛する隠岐のために行動を起こす魅力ある人、多様性を受け入れ、一人一人の人権を尊重する人を育成します。

人とつながり　主体的に活躍する　ひとづくり

多様な人とのつながりを大切にし、互いに認め合いながら主体的に活躍する人を育成します。

島の歴史や文化を　未来へつなぐ　ひとづくり

島の貴重な歴史や文化を知り、学び、守り、伝え、未来に受け継いでいく人を育成します。

４．基本方針と取組の柱

基本目標の実現を目指し、次の３つを取組の基本方針とします。また、基本方針を踏まえた６つの「取組の柱」を設定します。

（１）基本方針

学びを通じて地域を支える人材づくり

学びの成果を地域活動やまちづくりに活かす人材を育成します。

多様な学びとつながりを育む環境づくり

誰もが学び続け、多様な主体が連携する学びの環境を充実させます。

ふるさとの魅力を学び、未来へつなぐ地域づくり

地域資源を活かした学びを通じて、ふるさとへの愛着と持続可能な地域づくりを推進します。

（２）取組の柱

多様性を認め合い、互いの個性を活かして助け合う心の醸成

社会教育の分野においては、人権に関する学習機会の提供が十分と言えない状況で、地域、家庭、団体等に対し、学習機会の提供を積極的に実施することで、すべての町民が人権についての理解を深め、互いに認め合える心を醸成します。また、地域全体で支え合える社会を目指し、互いに助け合う共助の心を醸成します。

【主な取組】・時代、地域のニーズに合った人権に関する学習機会の充実
・分館における人権学習の開催支援

ふるさと隠岐を知り、愛する心の醸成

豊かな自然や歴史、類稀なる文化、人情あふれる人など、本町にあふれる数多くの資源を活かし、児童期から学習機会を増やし、ふるさと隠岐を知り、ふるさとを愛する心の醸成を図ります。

また、学校・地域などが一体的にふるさと教育を実施できる体制となってきていることから、今後は幼児期から成人までがふるさと教育に取り組めるように、更に取組を推進します。

【主な取組】・地域の資源（ひと・もの・こと）を活かしたふるさと教育の推進

地域のために行動することができる人材の育成と確保

地域のために地域課題を捉え、仲間（地域）と共有し、地域課題の解決に向け行動することのできる人材の育成と確保を図ります。

また、地域が抱える課題の解決に向け、地域住民や団体が主体的、かつ、意欲的に活動に取り組めるように支援します。

【主な取組】・多様な分野での人材の育成と確保
・社会教育関係者研修会の実施
・分館活動、コミュニティ活動の支援
・地域や団体の取組状況の把握と情報提供

文化・スポーツ活動を通した学びの充実

社会教育・体育関係団体等との連携を強化し、生涯を通じて、文化、芸術、スポーツ活動等の多様な活動に出会い、触れ、体感する学びの機会を充実させます。

町の歴史や文化を未来につなげるため、文化財等多くの資源に触れ、体感する学びの機会を創出します。

【主な取組】・文化、芸術、スポーツに触れ、体験する機会の充実と活動環境の整備
・文化財の調査・保存・活用の推進

学校、家庭、地域の連携協働の充実

町内での地域学校協働活動が推進されてきており、将来を担う子供の成長のために学校、家庭、地域が共に話し合い、役割分担を果たしつつ、相互に連携し、地域全体で取り組むための環境の充実を図ります。

【主な取組】・子供の放課後体験活動の充実
・地域コーディネーターを活用した学校支援の充実
・家庭教育支援の充実

誰もが参加、参画できる学びの機会の創出

公民館や図書館等を中心に学びの機会が提供されており、今後はニーズの把握、多様な手段の活用により内容の充実を図りながら、町民の誰もが集い、語り、相互に高めあえる場を一層提供します。

【主な取組】・社会教育施設を中心とした多様な学習機会の提供
・読書活動の推進
・社会教育施設の整備

５．体系図

基本理念

島を愛し　力を合わせ　未来へつなぐ　隠岐びとづくり

基本目標

- **島を愛し 魅力あふれる ひとづくり**
- **人とつながり 主体的に活躍する ひとづくり**
- **島の歴史や文化を 未来へつなぐ ひとづくり**

基本方針

- **学びを通じて地域を 支える人材づくり**
- **多様な学びとつながりを 育む環境づくり**
- **ふるさとの魅力を学び、 未来へつなぐ地域づくり**

取組の柱

多様性を認め合い、互いの個性を活かして助け合う心の醸成
・時代、地域のニーズに合った人権に関する学習機会の充実
・分館における人権学習の開催支援

ふるさと隠岐を知り、愛する心の醸成
・地域の資源（ひと・もの・こと）を活かしたふるさと教育の推進

地域のために行動することができる人材の育成と確保
・多様な分野での人材の育成と確保
・社会教育関係者研修会の実施
・分館活動、コミュニティ活動の支援
・地域や団体の取組状況の把握と情報提供

文化・スポーツ活動を通した学びの充実
・文化、芸術、スポーツに触れ、体験する機会の充実と活動環境の整備
・文化財の調査・保存・活用の推進

学校、家庭、地域の連携協働の充実
・子供の放課後体験活動の充実
・地域コーディネーターを活用した学校支援の充実
・家庭教育支援の充実

誰もが参加、参画できる学びの機会の創出
・社会教育施設を中心とした多様な学習機会の提供
・読書活動の推進
・社会教育施設の整備

社会教育関係事業